

四 信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第四百四十二号）

改正案	現行
<p>（出資一口の金額の減少等の場合に各別に異議の催告をすることを要しない債権者）</p> <p>第七条 法第五十二条第二項（法第六十一条の二第四項、第六十一条の三第六項及び第六十一条の四第四項において準用する場合を含む。）並びに法第八十九条第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。第十条、第十条の二及び第十一条から第十二条まで（第十一条の三第二項第四号イを除く。）において「銀行法」という。）第三十四条第一項及び第三十五条第一項ただし書に規定する政令で定める債権者は、保護預り契約に係る債権者その他の信用金庫又は信用金庫連合会（以下「金庫」と総称する。）の業務に係る多数人を相手方とする定型的契約の債権者で内閣府令で定めるものとする。</p> <p>（子金融機関等の範囲）</p> <p>第十一条の三 銀行法第十三条の三の二第三項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 当該金庫の子法人等（前条第二項に規定する子法人等をいう。）</p> <p>二 当該金庫の関連法人等（前条第三項に規定する関連法人等をい</p>	<p>（出資一口の金額の減少等の場合に各別に異議の催告をすることを要しない債権者）</p> <p>第七条 法第五十二条第二項（法第六十一条の二第四項、第六十一条の三第六項及び第六十一条の四第四項において準用する場合を含む。）並びに法第八十九条第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。第十条、第十条の二及び第十一条から第十二条までにおいて「銀行法」という。）第三十四条第一項及び第三十五条第一項ただし書に規定する政令で定める債権者は、保護預り契約に係る債権者その他の信用金庫又は信用金庫連合会（以下「金庫」と総称する。）の業務に係る多数人を相手方とする定型的契約の債権者で内閣府令で定めるものとする。</p> <p>（新設）</p>

- 三 当該金庫を所属信用金庫として法第八十五条の二第二項に規定する信用金庫代理業を行う者（信用金庫代理業者及び前二号に掲げる者を除く。）
- 2 銀行法第十三条の三の二第三項に規定する政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。
  - 一 金庫
  - 二 第九条の六各号に掲げる者
  - 三 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法によつてする金銭の授受の媒介を含む。）を業として行う者（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者（次号において「金融商品取引業者」という。）、保険業法（平成七年法律第五号）第二条第二項に規定する保険会社（同号において「保険会社」という。）及び前二号に掲げる者を除く。）
  - 四 外国の法令に準拠して外国において次に掲げる事業を行う者（銀行、金融商品取引業者、保険会社及び前三号に掲げる者を除く。）
  - イ 銀行法第二条第二項に規定する銀行業
  - ロ 金融商品取引法第二条第八項に規定する金融商品取引業
  - ハ 保険業法第二条第一項に規定する保険業

(銀行法を準用する場合の読替え)

第十三条 法第八十九条第一項の規定において銀行法の規定を準用する場合においては、同法の規定中「営業所」とあるのは「事務所」と、「第四条第一項」とあるのは「信用金庫法第四条」と、「取締役又は執行役」とあり、及び「取締役、執行役」とあるのは「理事」と、「営業時間」とあるのは「業務取扱時間」と、「株主総会」とあるのは「総会」と、「本店」とあるのは「主たる事務所」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句に読み替えるものとする。

	(略)	読み替える銀行法の規定
第十三条の二	(略)	読み替えられる字句
	(略)	読み替える字句
	子会社、当該銀行の銀行主要株主、当該銀行を子会社とする銀行持株会社、当該銀行持株会社の子会社(当該銀行を除く。)	子会社

(銀行法を準用する場合の読替え)

第十三条 法第八十九条第一項の規定において銀行法の規定を準用する場合においては、同法の規定中「営業所」とあるのは「事務所」と、「第四条第一項」とあるのは「信用金庫法第四条」と、「取締役又は執行役」とあり、及び「取締役、執行役」とあるのは「理事」と、「営業時間」とあるのは「業務取扱時間」と、「株主総会」とあるのは「総会」と、「本店」とあるのは「主たる事務所」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句に読み替えるものとする。

	(略)	読み替える銀行法の規定
第十三条の二	(略)	読み替えられる字句
	(略)	読み替える字句
	子会社、当該銀行の銀行主要株主、当該銀行を子会社とする銀行持株会社、当該銀行持株会社の子会社(当該銀行を除く。)	子会社

(略)	第十三条の三	第十三条の三の二 第一項	銀行業、銀行代理業	信用金庫法第五十三条 第一項各号に掲げる業 務、信用金庫代理業（ 同法第八十五条の二第 二項に規定する信用金 庫代理業をいう。）	信用金庫法第八十九条 の二
(略)	第十三条の四	親金融機関等若しくは 子金融機関等			

254 (略)

(情報通信の技術を利用した提供)

第十四条 金庫、外国銀行代理金庫（法第八十九条第三項に規定する外国銀行代理金庫をいう。以下同じ。）又は信用金庫代理業者は、法第八十九条の二において準用する金融商品取引法（以下「準用金融商品取引法」という。）第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条

(略)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

254 (略)

(情報通信の技術を利用した提供)

第十四条 金庫、外国銀行代理金庫（法第八十九条第三項に規定する外国銀行代理金庫をいう。以下同じ。）又は信用金庫代理業者は、法第八十九条の二において準用する金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「準用金融商品取引法」という。）第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の四第三項、第三十

の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。  
。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

2  
(略)

七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

2  
(略)